**平成２６年（フ）第１２７号**
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1085番地１ミレニアムＳ・Ｔ弐番館Ｂ202号
債務者　加藤　孝幸
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２８号**
福岡市東区和白丘２丁目３番36―211号
債務者　石井　秀則
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２９号**
福岡市東区和白丘２丁目３番36―211号
債務者　石井　初美
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３４号**
福岡市中央区荒戸１丁目11番22―901号
債務者　高橋　賢治
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３７号**
福岡市早良区内野３丁目４番４―105号
債務者　井上　祐子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１４６号**
福岡市城南区樋井川１丁目１番28―102号
債務者　寺田　　博
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１４８号**
福岡県宗像市徳重１丁目４―42植松コーポ103号
債務者　恒松　祐史
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１４９号**
福岡市城南区友泉亭16番19号
債務者　實松　壽子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１５２号**
福岡県糟屋郡須恵町大字新原227番地１マルゴＢ２号
債務者　浜武　　久
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１５９号**
福岡市南区弥永団地32番102号
債務者　岡本　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１６５号**
福岡市西区福重３丁目17番14―101号
債務者　緒方惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第６９号**
熊本市中央区本荘３丁目８番35号　シティーハイツホウセイ503
債務者　奥村　浩志
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２号**
秋田県鹿角市八幡平字玉内175番地、前住所秋田県鹿角市十和田末広字向イ平65番地５、前々住所秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地
新堀住宅Ａ―04―８
債務者　古川ゆみ子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２６年（フ）第３号**
秋田県鹿角市八幡平字玉内175番地、前住所秋田県鹿角市十和田末広字向イ平65番地５、前々住所秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地
新堀住宅Ａ―04―８
債務者　古川　康平
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２６年（フ）第２５号**
長野県松本市大字寿豊丘599番地57　コモンハウスヒラバヤシ103
債務者　森永智賀子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第１３号**
滋賀県米原市三吉1029番地２、前住所滋賀県米原市入江1674番地１
債務者　米澤喜久子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２６年（フ）第１６０号**
京都市下京区新町通七条下る東塩小路町590番地の10　新町七条団地1006
債務者　橋爪　初枝
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係